

仕事も家族も 大切にしたい あなたへ



目指すべき社会の姿

- 1.とりたいと思う人がすべてとれるように…………… 育児休業取得率 男性10% 女性80%
- 2.働きながら子育てができるように…………… 小学校就学前までの勤務時間短縮等の措置普及率25%
～少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画〈子ども・子育て応援プラン〉より～
(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)

次の解雇等は法律で禁止されています

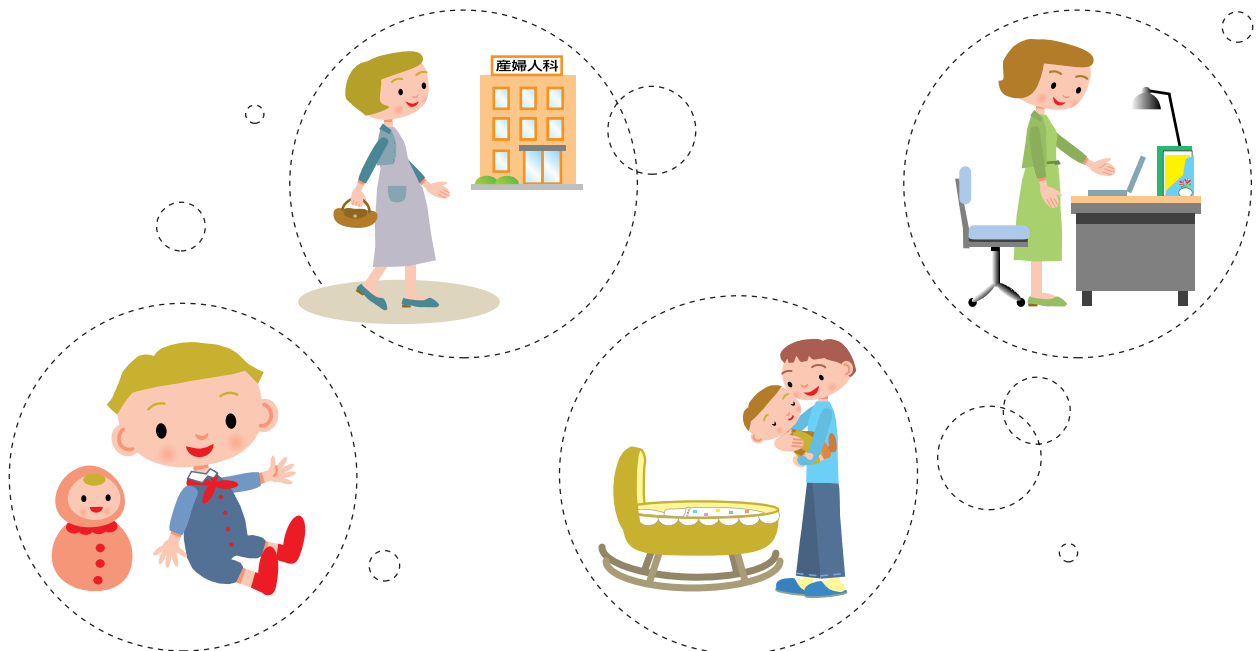
- 女性労働者の妊娠や出産あるいは産前産後休業をしたこと、その他の省令で定める理由（母性健康管理等）とした解雇その他不利益な取扱い。
- 妊娠中や産後1年以内の解雇。（事業主が妊娠・出産・産前産後休業の取得その他の省令で定める理由（母性健康管理等）による解雇でないことを証明しない限り、解雇は無効）
（男女雇用機会均等法第9条）
- 産前産後休業期間とその後30日間の解雇。（労働基準法第19条）
- 育児介護休業や、子の看護休暇の申出をしたこと
または育児介護休業や子の看護休暇を取得したことを理由にした解雇その他不利益な取扱い。
（育児介護休業法第10条）

山形県

ご存知ですか？

妊娠から子育て

	制度内容	根拠法律	経済支援措置
妊娠中の勤務	妊婦健診を受診するため 健診受診のために必要な時間を確保してもらえるように会社に請求することができます。 妊娠23週まで 4週に1回 妊娠24週から35週まで 2週に1回 妊娠36週から出産まで 1週に1回	男女雇用機会均等法 第12条	
	妊婦健診の指導事項を守るため 健診に基づく指導事項を守るため、勤務時間の変更、勤務の軽減等の必要な措置を受けることができます。 ※事業主に医師の指導事項を伝えるために「母性健康管理指導事項連絡カード」がありますのでご活用ください。	男女雇用機会均等法 第13条	
	きつくなったら通常勤務が 現在の業務から、他の軽易な業務に配置換えを請求することができます。 変形労働時間制の適用制限や時間外・休日労働、深夜業の免除を請求することができます。	労働基準法 第65条 労働基準法 第66条	
産前休業	出産予定日の6週間前（多胎妊娠は14週間前）から休業を請求することができます。 ※産前休業は出産予定日を基準にして数えるので、予定日より早く生まれたら6週間より短くなるし、遅れたらその分だけ長くなります。そして、その分、産後休業が短くなるようなことはありません。	労働基準法 第65条	産前・産後休業中の賃金について、法律に特に定めはありません。有給が無給かは勤務先の給与規程等によって異なります。 出産手当金 産前・産後休業中の賃金が低下した場合には、賃金の2/3を限度に社会保険より支給されます。 ▶▶詳しくは社会保険事務所へ
出産	(出産日は産前休業に含まれます。)		出産育児一時金 子ども1人につき35万円支給されます。 ▶▶詳しくは社会保険事務所へ
産後休業	出産日の次の日から8週間は産後休業（うち6週間は強制休業）を取ることができます。	労働基準法 第65条	出産育児一時金 出産育児一時金が支給されるまでの間、資金を無利子で貸し付ける制度があります。(限度額: 28万円) ▶▶詳しくは社会保険事務所へ



中の各種支援制度

	制度内容	根拠法律	経済支援措置
育児休業	<p>男女労働者は、子が1歳に達するまでの希望する期間について育児休業を取得することができます。また子が1歳を超えても、休業が必要と認められる一定の場合(※)は、子が1歳6ヶ月に達するまで休業することができます。</p> <p>※① 保育所入所希望しているが、入所できない場合 ② 常態として子を養育している配偶者が、病気等の理由で子の養育が困難となったとき</p> <p>※男性は子の出生日から育児休業を取ることができます。妻が専業主婦や産後休業中であっても、少なくとも産後8週間は、夫が育児休業をとることができます。</p> <p>有期雇用者については、以下のすべてに該当する労働者は休業できません。 ・同一事業主に引き続き1年以上雇用された者 ・子が1歳に達する日を超えて雇用継続の見込みのある者(子が2歳に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかな者を除く)</p> <p>育児休業を取ることができない労働者</p> <p>① 日々雇用される人 ② 労使協定で育児休業ができないとされたイ～ニの労働者 イ 継続して雇用された期間が1年未満の者 ロ 配偶者(配偶者でない親も含む)が常態として子を養育できる状態にある者 ハ 休業申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな者 ニ 週所定労働日数が2日以下の者</p>	育児・介護休業法 第2・5～10条	<p>育児休業中の賃金について、法律に特に定めはありません。有給か無給かは勤務先の給与規程等によって異なります。</p> <p>育児休業基本給付金</p> <p>育児休業中の賃金が低下した場合には、賃金の3割を限度に雇用保険が支給されます。 ▶▶詳しくは公共職業安定所(ハローワーク)へ</p> <p>育児休業中の社会保険料免除</p> <p>労働者本人、事業主負担とも免除されます。 ▶▶詳しくは社会保険事務所へ</p> <p>育児休業中の住民税徴収猶予</p> <p>住民税の徴収が猶予される場合もあります。 ▶▶詳しくは市町村役場住民税担当課へ</p>
	<p>産婦健診を受診するため</p> <p>産婦健診の指導事項を守るため</p>	<p>復職後も産後1年までは、医師の指示に基づく健康診査を受診するために、休暇を請求することができます。</p> <p>健診に基づく指導事項を守るために、勤務時間の変更、勤務の軽減等の必要な措置を受けることができます。</p>	<p>男女雇用機会均等法 第12条</p> <p>男女雇用機会均等法 第13条</p>
復職後の勤務	<p>前日まで 復職<1歳</p> <p>女性労働者は、時間外・休日労働、深夜業の免除や変形労働時間制の適用制限を請求することができます。</p> <p>女性労働者は、育児時間(1日30分×2回)を請求することができます。</p>	<p>労働基準法 第66条</p> <p>労働基準法 第67条</p>	<p>育児休業者職場復帰給付金</p> <p>復職して6ヶ月勤務後、雇用保険から賃金の1割(平成19年10月から2割)が育児休業基本給付金を受けた日数分まとめて支給されます。 ▶▶詳しくは公共職業安定所(ハローワーク)へ</p>
	<p>復職<3歳前日まで</p> <p>男女労働者は、事業主が講じた育児休業に準ずる措置、又は次の(1)～(5)のうちいずれかの措置(勤務時間短縮等の措置)を利用することができます。</p> <p>(1) 短時間勤務制度 (2) フレックスタイム制度 (3) 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (4) 所定外労働をさせない制度 (5) 事業所内託児施設の設置等</p>	<p>育児・介護休業法 第23条</p>	<p>※育児時間と勤務時間の短縮等の措置とは、異なる目的のための別の措置であり、それぞれが別々に利用できます。</p>
	<p>復職<小学校入学前まで</p> <p>男女労働者は、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働の制限について請求することができます。</p> <p>男女労働者は、請求すれば深夜(午後10時～午前5時)業が免除になることがあります。但し、保育ができる同居の家族がいる場合や事業の正常な運営を妨げる場合を除きます。</p> <p>男女労働者は、子の看護のための休暇(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うための休暇)を年5日間まで取得することができます。</p>	<p>育児・介護休業法 第17条</p> <p>育児・介護休業法 第19条</p> <p>育児・介護休業法 第16条の2</p>	
	<p>仕事と育児を両立させていくために</p>		

家族を介護している方への各種支援制度

	制度内容	根拠法律	経済支援措置
介護休業	<p>要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者は、対象家族1人につき常時介護を要する状態に至るごとに1回、期間は通算して93日（勤務時間の短縮等の措置が講じられている場合はそれとあわせて93日）まで介護休業を取得することができます。</p> <p>※要介護状態とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいいます。</p> <p>※対象家族とは、配偶者、父母及び子。同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫。配偶者の父母。</p> <p>有期雇用者については、以下のすべてに該当する労働者は休業できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一事業主に引き続き1年以上雇用された者 ・休業開始予定日から93日を超えて雇用継続の見込みのある者（93日経過日から1年を経過する日までに契約期間が満了し、更新されないことが明らかな者を除く） <p>介護休業を取ることができない労働者</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 日々雇用される人 ② 労使協定で育児休業ができないとされたイ～ハの労働者イ 継続して雇用された期間が1年未満の者 ロ 休業申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな者 ハ 週所定労働日数が2日以下の者 	育児・介護休業法 第2・11～16条	<p>介護休業中の賃金について法律に特に定めはなく、有給が無給かは勤務先の給与規程等によって異なります。</p> <p>介護休業給付金</p> <p>介護休業中の賃金が低下した場合には、賃金の4割を限度に雇用保険が支給されます。</p> <p>▶ 詳しくは公共職業安定所（ハローワーク）へ</p> <p>介護休業中の社会保険料免除</p> <p>労働者本人、事業主負担とも免除されません。</p>
	その他の両立支援措置	<p>要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者は、対象家族1人につき1要介護状態ごとに連続する93日（介護休業した期間及び別の要介護状態で介護休業した期間があればそれとあわせて93日）以上の期間において、事業主が講じた次の（1）～（4）のうちいずれかの措置（勤務時間短縮等の措置）を利用することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）短時間勤務制度 （2）フレックスタイム制度 （3）始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ （4）介護サービス費用の助成等 	育児・介護休業法 第23条
制労働時間外	<p>要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者は、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働の制限について請求することができます。</p>	育児・介護休業法 第18条	
深夜業の制限	<p>要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者は、請求すれば深夜（午後10時～午前5時）業が免除になることがあります。但し、介護ができる同居の家族がいる場合や事業の正常な運営を妨げる場合を除きます。</p>	育児・介護休業法 第20条	

介護関連の相談窓口

📞 やまがたシルバー110番

高齢者やその家族が抱える各種の心配事や悩み事の相談を受け付けています。相談は無料です。山形県高齢者総合相談センター山形市小白川町2-3-30 TEL023(622)6511（フーフでローゴイ）

📞 在宅介護についての相談

市町村の地域包括支援センター（在宅介護支援センター）では、在宅介護に関するさまざまな心配事に電話相談、面接相談等に総合的に応じます。夜間の相談にも対応できるように体制がとられています。相談は無料です。

📞 介護保険サービスを利用するには

介護保険のサービスを利用するには、あらかじめどの程度介護が必要な状態にあるか、市町村から認定（要介護認定）を受ける必要があります。

問い合わせ先:各市町村在宅介護担当課 長寿社会課介護保険推進室 TEL 023(630)2158



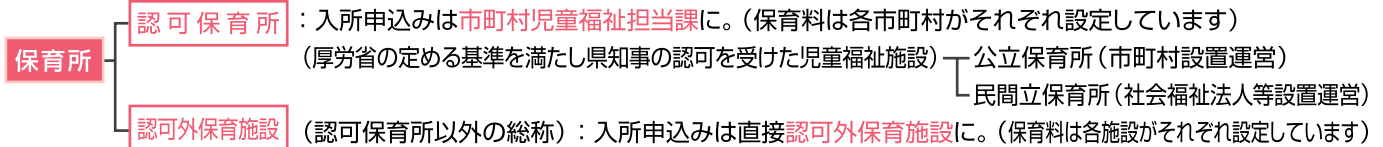
はたらく皆さんのための子育て支援情報



1 保育所と幼稚園

保育所は、両親が働いている等の理由で昼間子どもの世話をする人がいない場合に、子どもを保育する施設です。受け入れる子どもの年齢は、保育所によって異なります。一方、幼稚園は、子どもが満3歳になったら入園することができます。保育時間帯は保育所より短いのが一般的ですが、通常の教育時間終了後も引き続き預かる「預かり保育」という制度もあります。

※なお、保育所・幼稚園の中には、保護者の就労の有無等に関係なく入園(所)できる施設として「認定こども園」の認定を受けているものもあります。



※県内保育所については(財)こども未来財団ホームページ「子育てネット」の「保育所検索・各種検索」
(アドレス<http://www.i-kosodate.net/search/index.html>)にて情報提供を行っています。

2 放課後児童クラブ(学童保育)

放課後児童クラブは、両親が働いている等の理由で昼間世話をする人がいない小学生(主に小学校低学年まで)のため、学校の授業終了後や長期休暇期間の遊びや生活の場として、児童館等に設置されます。

※平成19年度からは、体験活動や学習活動を充実するために「放課後子ども教室」と連携し「放課後子どもプラン」として取り組まれています。

問い合わせ先:各市町村児童福祉担当課

3 ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい方(依頼会員)と育児の援助を行ってくれる方(提供会員)からなる会員組織で、地域において育児に関する相互援助活動を行うものです。依頼会員からの申込みに応じて、ファミリー・サポート・センターが提供会員を紹介します。詳細については、下記各センターへお問い合わせください。

山形ファミリー・サポート・センター 〒990-0038 山形市幸町11-3(つばさ保育園内) TEL 023(634)6270・FAX 023(634)6271	寒河江ファミリー・サポート・センター 〒991-0021 寒河江市中央2-2-1(ハートフルセンター内) TEL 0237(83)3200(内119)・FAX 0237(83)3201	上山ファミリー・サポート・センター 〒999-3125 上市市金生東2-6-54(しらすき保育園内) TEL・FAX 023(672)0082
むらやまファミリー・サポート・センター 〒995-0201 村山中央1-6-5(いきいき元気館内) TEL・FAX 0237(56)3733	天童ファミリー・サポート・センター 〒994-0034 天童市本町1-1-2(ハルテ1階わらべ館内) TEL・FAX 023(658)8121	東根市ファミリー・サポート・センター 〒999-3796 東根市中央1-5-1(さくらばタントクセンター内) TEL・FAX 0237(43)1155(代)
西川町ファミリー・サポート・センター 〒990-0702 西川町大字海味1294(にしかわ保育園内) TEL 0237(74)2303・FAX 0237(77)1063	朝日町ファミリー・サポート・センター 〒990-1552 朝日町大字常磐117-1(ふたば保育園内) TEL 0237(67)2268・FAX 0237(67)2269	米沢市ファミリー・サポート・センター 〒992-0047 米沢市徳町1番38-1号(ブチハウス内) TEL・FAX 0238(24)6464
高島町ファミリー・サポート・センター すぶうん 〒992-0351 高島町大字高島906番地(高島町総合交流プラザ内) TEL・FAX 0238(52)5333	小国町ファミリー・サポート・センター 〒992-1356 小国町大字あけぼの1-1(健康管理センター内) TEL 0238(61)1000・FAX 0238(61)1005	白鷹町ファミリー・サポート・センター 〒992-0831 白鷹町大字荒砥甲488(健康福祉センター) TEL 0238(86)0212・FAX 0238(8869)0115
鶴岡ファミリー・サポート・センター 〒997-0037 鶴岡市若葉町24-24(シルバー人材センター内) TEL 0235(28)3085・FAX 0235(28)3086	酒田ファミリー・サポート・センター 〒998-0034 酒田市中央西町2-59(総合文化センター内) TEL・FAX 0234(23)8860	庄内町ファミリー・サポート・センター 〒999-6601 庄内町狩川字大釜22(保健福祉課内) TEL 0234(56)2216・FAX 0234(56)2628

4 保育サポーター

(財)21世紀職業財団山形事務所では、育児の援助を受けたい労働者に対して、育児の援助を行ってくれる人(保育サポーター)の情報を提供しています。

問い合わせ先:(財)21世紀職業財団山形事務所 TEL 023(642)2020(フリーフリー・テレフォン山形)

5 やまがた子育てサポート応援団事業(厚生労働省委託事業)

「やまがた子育てサポート応援団」は、働くお母さんお父さんの子育てと仕事の両立をサポートします。育児の援助を受けたい方(おねがい会員)と、育児の援助を行ってくれる方(養成講座を修了したまかせて会員)とを会員として登録して、おねがい会員の申し込みに応じてまかせて会員を紹介します。おねがい会員は、山形県に居住し、共働きか働く一方親の方で、お子さんが0歳6か月から小学校6年生までの方が登録できます。おねがい会員かまかせて会員の自宅でお子さんは預かります。

- こんなとき
おまかせ
ください
- ・泊まりの出張があるが預ける人がいない。でも、出張は断れない。
 - ・急な残業のため、保育所などへ迎えにいけない。
 - ・病気は回復したが、まだ通園は無理。でもこれ以上仕事を休めない。

問い合わせ先:特定非営利活動法人 やまがた育児サークルランド TEL 023(646)8590
村山地区 やまがた育児サークルランドコーディネーター直通 TEL 090(7339)6910
最上地区 託児ネットワーク きらきら TEL 0233(29)4685
置賜地区 社会福祉法人米沢仏教興道会ブチハウス TEL 0238(24)0236
庄内地区 託児サービス コメントさん TEL 0235(25)1205

1 労働問題全般についての相談は

県 庁 雇 用 労 政 課	TEL 023 (630) 2378	〒990-8570 山形市松波2-8-1
村山総合支庁商工労働観光課	TEL 023 (621) 8446	〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68
最上総合支庁商工労働観光課	TEL 0233 (28) 1534	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034
置賜総合支庁商工労働観光課	TEL 0238 (26) 6097	〒992-0012 米沢市金池7-1-50
庄内総合支庁商工労働観光課	TEL 0235 (66) 5490	〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1

2 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法については

山形労働局雇用均等室	TEL 023 (624) 8228	〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3F
------------	--------------------	---------------------------------

3 仕事と育児・介護の両立を支援するための情報については

(財)21世紀職業財団山形事務所	TEL 023 (642) 2021	〒990-0039 山形市香澄町3-1-7 朝日生命山形ビル6F
フレイフレー・テレフォン山形	TEL 023 (642) 2020	

4 育児介護休業給付(雇用保険)については

山形公共職業安定所(ハローワークやまがた)	TEL 023 (684) 1521	〒990-0813 山形市桧町2-6-13
米沢公共職業安定所(ハローワーク米沢)	TEL 0238 (22) 8155	〒992-0012 米沢市金池3-1-39 米沢合同庁舎内
酒田公共職業安定所(ハローワーク酒田)	TEL 0234 (27) 3111	〒998-8555 酒田市上安町1-6-6
鶴岡公共職業安定所(ハローワーク鶴岡)	TEL 0235 (25) 2501	〒997-0013 鶴岡市道形町1-13
新庄公共職業安定所(ハローワーク新庄)	TEL 0233 (22) 8609	〒996-0011 新庄市東谷地田町6-4 新庄合同庁舎内
長井公共職業安定所(ハローワーク長井)	TEL 0238 (84) 8609	〒993-0051 長井市幸町15-5
村山公共職業安定所(ハローワーク村山)	TEL 0237 (55) 8609	〒995-0034 村山市楯岡五日町14-30
寒河江公共職業安定所(ハローワーク寒河江)	TEL 0237 (86) 4221	〒991-8505 寒河江市大字西根字石川西340

5 出産手当金、出産育児一時金及び育児休業中の社会保険(健康保険・厚生年金)料の免除については

山形社会保険事務局 山形社会保険事務室	TEL 023 (645) 5111	〒990-9515 山形市あかねが丘1-10-1
寒河江社会保険事務所	TEL 0237 (84) 2551	〒991-0003 寒河江市大字西根字石川西345-1
米沢社会保険事務所	TEL 0238 (22) 4220	〒992-8511 米沢市金池5-4-8
鶴岡社会保険事務所	TEL 0235 (23) 5040	〒997-8501 鶴岡市錦町21-12
新庄社会保険事務所	TEL 0233 (22) 2050	〒996-0001 新庄市五日町字宮内225-2

※なお、国民健康保険に加入されている方については、各市町村の国民健康保険窓口へご照会下さい。